

# 病気(がん等)になっても仕事を続けられる職場環境をつくりましょう

がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により「病気になったら仕事を辞める」のではなく「治療をしながら働き続ける」ことも可能になってきました。

1



両立支援促進員

病気で仕事を辞めた人がハローワークへ再就職相談をする際に「傷病手当や傷病休暇等のこともわからず、辞めなければよかった！」と後悔する声が多く寄せられています。背景には周りに相談できる人が誰もいなかったことがあります。静岡産業保健総合支援センターでは、労働者(患者)や事業者からの相談に応じています。

2



事業者

うちの従業員に「がん」と診断された者がいて「治療のために会社を辞めたい」と言ってきたが、すぐに次の人が見つかるか判らないし、また、別の人穴埋めできる仕事じゃないから困っているのだが。こんな相談でも聞いてもらえるの？

3



労働者

人間ドッグで「異常あり」と言われ、病院で精密検査を受けたところ「がん」と診断され大変ショックを受けています。明日から治療で入院することになりましたが、うちは子供も小さく会社を辞めてしまうと学費や治療費がいくら掛かるか不安で、しかも、自分があと何年生きられるのかも判らず、本当に困っています。こんな状況でも相談できるの？

4



両立支援促進員

会社を辞める前に、まずは一度相談してみてください。静岡産業保健総合支援センターでは両立支援促進員(社労士、医療ソーシャルワーカー等)が、疾病を抱えている労働者や事業者・人事労務担当者、産業保健スタッフ等からの相談や個別訪問支援を無料で行っています。

## 治療と職業生活の両立のための手順(例)

### STEP1

あなたから主治医へ



主治医に対してあなたの「仕事の内容」を伝えます。(産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。)

### STEP2

主治医からあなたへ



仕事の内容(書面)をもとに、あなたの望ましい働き方について、主治医に「意見書」を書いてもらいます。(産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。)

### STEP3

あなたから会社へ



主治医の「意見書」を会社に提出します。

### STEP4

会社による措置



会社では、主治医の「意見書」などをもとに、就業の可否、働く上での治療に対する配慮などについて検討し、就業可能な場合は「両立支援プラン」を作成します。



両立支援促進員が、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。



## 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

### 背景

### 治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化  
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）

仕事をしながら治療を続けることが可能な状況  
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）

現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも  
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%

治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少ない  
【例】従業員が業務に関係しないケガや病気になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ **事業場における両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。**

### 両立支援を行うための環境整備

### 日頃から支援体制の準備を

衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、  
事業場内ルールを作成・周知

研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発

相談窓口等の明確化

両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



### 個別の両立支援の進め方

### 産保センターの支援も活用できます

主治医に勤務情報を提供

就業継続の可否等の意見

労働者が事業者へ申出

就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



## 静岡産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

静岡産業保健総合支援センター（産保センター）では、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、無料で以下のような支援を行っています。

事業者等に対する啓発セミナー  
両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導  
患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等

産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修  
関係者からの相談対応  
好事例の収集、情報提供  
主治医、医療従事者に対する専門的研修

静岡産業保健総合支援センター ☎ 054-205-0111